

## 主 文

本件上告を棄却する

## 理 由

弁護士伊知地重孝上告趣意書

第一点原判決に依れば「被告人は中略金銭に窮した結果賭場荒しをやらうと考えて原審相被告人A等と共謀の上、二人は夫々」下略と判示して居りますが原審（第一審）の相被告人はAとBの兩人であることは第一審判決に明かである次第であり判示の二人は夫々とあるのは被告人Cは相被告人の兩名の内の何人と共謀したのか、或は被告人Cと相被告人のA、Bの三人が共謀して犯行は二人でやつたのか判然たるものがありません。これを第一審以来の公判調書を査閲して見ますに被告人Cは原審相被告人Aとは共謀した事実は認められますが、被告人Bと共謀したとの証拠もなければ又之の事実もありません。即ち原判決のA等と共謀云々は証拠によらずして事実を認定した違法があるものであつて破毀せらるべきものと信じます。というのであるが

原判決の認定するところは被告人が原審相被告人Aと共謀して原判示第一第二の犯罪行為をしたというので原判決の挙示する証拠によればその事実は十分に認められる。原判決に「被告人は、原審相被告人A等と共謀の上」とあることは弁護士主張のとおりであるが被告人がAのほか更に何人と共謀した事実があるかどうかは本件に関係のないことであつたとへ原判決がA等と書いた点に所論のやうな誤があつたとしてもそれは原判決を破毀する理由にならないことは勿論である。論旨は理由がない。

第二点又原判決は其法律の適用の点について上略「強盜の所為は孰れも一個の行為で数個の罪名に触れ又住居侵入と強盜の行為は夫々犯意継続に係り且その間手段結果の関係があるので刑法第五十四条第一項前段並に後段第五十条第十條を適用し」

.....下略とありまして被告人Cが強盗住居侵入の罪ありとして起訴せられて判決のあつた本件に於て被告人Cが行つた二個の強盗行為について数個の罪名に触れるとの点は判示の何処にも発見することはできません。若しこれがあるとすれば被告人のどの強盗行為が刑法第二百三十六条第一項の罪に該当すると同時に刑法若くは何の刑罰法規の第何条に該当するかを明示しなければなりません。此の点に於て原判決は擬律について錯誤があり破毀せらるべきものであると信じます。というのであるが

原判決の認定するところによれば被告人はAと共謀の上D方ほか一ヶ所で二度とも同じやうにそこで博奕をしていた三人のものに対しAが匕首をつき付けておどしそこにゐた人達を恐れさせてその人々の所持金を奪つたというので一個の強迫行為をして数人の者からその所持金を奪つたというのであるからこれは刑法第五十四条第一項前段にいう「一個ノ行為ニシテ数個ノ罪名ニ触レ」にあたるものと判断したのはもとより正当であつて何等違法の点はないのである。この論旨も理由がない。

以上全裁判官一致の意見により刑事訴訟法第四百四十六条に従ひ主文の如く判決する。

検察官小幡勇三郎関与

昭和二十二年十一月二十九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	塚	崎	直	義
裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	藤	田	八	郎